

# 愛知県職員組合連合会

## 災害義援金の寄付に関する要領

### (目的)

第1条 愛知県職員組合連合会が行う災害義援金の寄付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

地震、台風などの自然現象または事故、火事、伝染病などによって受ける被害をいう。

(2) 被災者

災害を被った人をいう。

(3) 災害義援金

被災者を支援するために、日本赤十字社などに寄せられる寄付金をいう。

(4) 激甚災害指定

「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき指定された災害のうち、激甚災害指定基準に該当するものをいう。

### (寄付する被災者)

第3条 災害義援金を寄付する被災者は、本県内、県外を問わず、以下の場合とする。

激甚災害に指定された場合

激甚災害に指定される見込みとなり、かつ執行委員会において認められた場合

2 前項の規定にかかわらず、災害義援金を寄付する被災者は執行委員会の議を経て、決定することができるものとする。

### ( 災害義援金の金額 )

第 4 条 災害義援金の金額は、次のとおりとする。

(1) 県内

50万円とする。

(2) 県外

10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害義援金の金額は執行委員会の議を経て、変更することができるものとする。

### ( 災害義援金の提出先 )

第 5 条 災害義援金の提出先は、社会福祉法人中日新聞社会事業団とする。

2 前項に規定した提出先が災害義援金の受付を行っていない場合は、日本赤十字社愛知県支部を提出先とする。

### ( 災害義援金を提出する時期 )

第 6 条 前条に規定する提出先が定めている災害義援金の受付期間までとする。

### ( その他 )

第 7 条 この要領に定めのないことは、執行委員会において判断する。

2 この要領は、執行委員会の決定により変更することができる。

### 附 則

1 この規定は、2018年1月12日から施行する。

2 ( 2020年8月20日 執行委員会において一部修正 )